

## 団体向け視聴覚機材及び視聴覚資料の運用基準

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市中央図書館視聴覚ライブラリーの運営に関する規則に基づき、平塚市中央図書館視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」）における団体貸出について必要な事項を定める。

### (館外貸出しの機材及び資料)

第2条 館外貸出できる機材及び資料は、次のとおりとする。

- (1) 視聴覚資料（16ミリフィルム、ビデオソフト、DVDソフト）
- (2) 視聴覚機材（16ミリ映写機、スピーカー、プロジェクター一式、スクリーン、暗幕、延長コード、その他付属品）

### (館外貸出しの数量及び期間)

第3条 貸出し数量及び期間は次のとおりとする。

ア 視聴覚資料（16ミリフィルムを除く） 1団体につき5点以内で14日以内

イ 視聴覚資料 1団体につき5点以内で7日以内

ウ 視聴覚機材 1団体につき2点以内で7日以内

ただし平塚市中央図書館長が特に必要と認めた場合は点数、期間を変更することができる。

### (資料の利用目的)

第4条 次に掲げる利用目的で機材及び資料の団体貸出しを受けることはできない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合。
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合。
- (4) 多数の申込により、他団体の利用を妨げると認められる場合。
- (5) 営利を目的とする利用と認められる場合。
- (6) その他教育委員会が使用を不相当と認める場合。

### (利用資格)

第5条 視聴覚機材及び視聴覚資料の団体貸出を受けることができる団体は次のとおりとする。

- (1) 市内に事務所を有する事業所
- (2) 市内に事務所を有する官公署
- (3) 市内に校舎を有する学校
- (4) 市内に活動拠点を有する団体

### (利用券の交付)

第6条 視聴覚資料または視聴覚機材の団体貸出しを受けようとするときには、視聴覚ライブラリーにおいて団体の登録をし、利用券の交付を受けなければならない。また、16ミリフィルムの貸出においては、16ミリ映写機操作技術認定証保持者が1名以上いるこ

と、かつ、貸出の際に認定証の提示を必要とする。

(利用券の有効期限)

第7条 利用券の有効期限は、5年度とする。更新をする場合は、視聴覚ライブラリーにて手続きをしなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 利用団体は登録事項に変更が生じた場合は、すみやかに視聴覚ライブラリーにて登録の変更の手続きをしなければならない。

(返納及び再貸出し)

第9条 視聴覚資料または視聴覚機材の貸出しを受けたものは、貸出し期間が満了したものは、速やかに当該視聴覚資料または視聴覚機材を返納しなければならない。

(2) 前項によって返納した視聴覚資料または視聴覚機材について引き続き貸出しを希望する場合においても、貸出期間中に、他に貸出し申込みがあった場合または図書館において必要のある場合は、継続して貸し出さない。

ただし教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用団体の義務)

第10条 使用団体は、視聴覚機材及び視聴覚資料を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。貸出機材及び貸出資料を損傷し、または紛失したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この運用基準は、令和5年9月1日より実施する。